

古紙偽装問題に係る特定調達品目検討会とりまとめ（案）に対する意見内容と対応方針について

| 意見分類 | 対応方針（案） |
|--|---|
| 1. 今回の古紙偽装に関する全貌の解明 | |
| (1) 製紙メーカーへの責任追及 | |
| ①適切な処罰を科すべき | グリーン購入制度は、既存の他の制度との連携による対応により運用されてきたものであり、今回も公正取引委員会が景品表示法違反で排除命令を行うなど関連する制度において対応が行われたと考えます。今後とも、引き続き同法や他の関係制度と連携を図り、不適正な事案に厳しく対応していくこととします。なお、今回の事案においては、国等の直接の契約者と問題の起因者である製紙メーカーが異なることから、その損害に対して納入事業者等が起因者に遡って責任を追及していくしかないという限界があります。 |
| ②拠出金、環境価値の不足について | 日本製紙連合会及び製紙メーカー各社に、今回のパブリックコメントに寄せられた国民のご意見を伝え、適切な対応を求めます。 |
| ③その他 | |
| (2) 製紙メーカーの環境対応策 | |
| ①海外植林の推進は環境対応策として評価すべきでない | 日本製紙連合会及び製紙メーカー各社に、今回のパブリックコメントによる国民のご意見を伝え、適切な対応を求めるとともに、とりまとめの記載についてはその意図が理解されるよう修正を行います。 |
| ②標準認証基準として森林認証制度を採用すべき | |
| ③製紙業界は古紙循環システムの再構築に努めるべき | |
| ④偽装問題の代償として製紙業界は、古紙の持続的な循環を支えるための基金を積むべき | |
| ⑤第三者機関による検証システムに拠出すべき | |
| ⑥その他 | |
| (3) 古紙偽装問題への所感 | |
| (4) その他 | |
| 2. 国等における古紙利用のあり方（紙類に係る新たな判断の基準等の検討） | |
| (1) 古紙利用について | |
| ①現行の基準を維持すべき | コピー用紙の判断の基準については、現行の「古紙パルプ配合率100%かつ白色度70%程度以下であること」を当面継続することとします。 理由については、以下のとおりです。 1) 複数の製紙メーカーから古紙パルプ配合率100%の製品供給がなされる予定であることが確認されたため、その供給可能量から国等の機関における調達については確保されると想定されること。 2) 2001年以降急激に増加していた、中国への古紙の輸出が横ばいから減少に向かうことが予想（2008年1月～4月についてはすべての月で対前年同月比減少）され、国内における古紙の需給バランスが良化（供給量の増加）すると考えられること。 3) 環境に配慮された紙について様々な意見があること。これに関して「環境に配慮されたバージンパルプ原料」の範囲として検討を行っている間伐材、廃材・未利用材、持続可能な森林経営が営まれている森林から産出された原料（森林認証材）については、現段階では、それぞれ以下のような状況であり、直ちにその課題を整理し安定した量を供給できる状況にないこと。 ①間伐材については、供給体制が整っていないこと、現時点では分別管理が困難であることから、即座に客観的指標としての基準化が難しい。廃材・未利用材についても、分別管理の面から同様に基準化が困難であること。 ②森林認証材については、FSCの新基準に基づくリスク評価の実施と確認がなされるまで、FSCの森林認証紙としての販売を停止するよう、FSC審査機関が一部製紙メーカーに対し措置を求めているという状況もあり、課題のある認証制度も存在している。また、伐採に当たって生産された国における森林に関する法令自体にガバナンスの向上が必要である例も指摘されており、これまで持続可能な森林経営が担保されていると考えられていたバージンパルプの信頼性に疑念が生じていること。 このため当面、現行の判断の基準により調達を進めますが、このためには今後の製品の確保が必要であること、また、国内全体にわたる確保に向けて更なる詰めが必要であることから、環境に配慮された原料を使用したバージンパルプを含めた環境に配慮された紙製品のあり方については引き続き検討を行うことが必要であると判断しました。また、国内全体における需給を勘案し、古紙パルプ配合率100%の製品の入手ができない場合について、グリーン購入法第3条の規定に従い、環境物品等を選択するよう努めなければならないことから、環境配慮製品における信頼性の確保に努めた参考情報を別途明示することとします。 |
| ②引き続き古紙の利用を最大限行うべき | |
| ③新基準案に賛同 | |
| ④製品への古紙パルプ配合率の表示について | |
| ⑤古紙配合率100%品の調達を進めるべき | |
| ⑥古紙パルプ配合率の基準は70%～80%とすべき | |
| ⑦古紙パルプ+環境に配慮された原料を使用したバージンパルプ＝100%という考え方が望ましい | |
| ⑧現行基準を暫定運用すべき | |
| ⑨その他 | |
| (2) 環境に配慮された原料を使用したバージンパルプについて | |
| ①製材・合板工場からの端材、建築廃材、人工林からの間伐材や林地残材のみとすべき | |
| ②森林認証材の全てを認めるべきではない | |
| ③森林認証材はFSCのみを認めるべき | |
| ④植林木の全てを認めるべきではない | |
| ⑤環境に配慮された原料を使用したバージンパルプの定義を明確化すべき | |
| ⑥原生林の伐採を認めるべきでない | |
| ⑦間伐材・森林認証材のみに限定すべきでない | |
| ⑧間伐材、廃材・未利用材、認証林パルプでよい | |
| ⑨森林認証材、持続可能な管理によって生産された植林材、間伐材、製材工場などから発生した残材、廃材 | |
| ⑩森林認証材の定義の明確化等 | |
| ⑪持続可能性の定義について | |
| ⑫環境に配慮されたバージンパルプの割合に上限を定めるべきではない | |
| ⑬環境に配慮された原料を使用したバージンパルプの導入に反対 | |
| ⑭FSC等の信頼できる森林認証制度用紙は古紙と並列に扱うべき | |
| ⑮その他 | |
| (3) 間伐材の利用促進 | |
| ①間伐材パルプを基準に位置づけるべき | |
| ②間伐材の利用を促進すべき | |
| ③間伐材の定義を明確化すべき | |
| ④古紙70%、残りは間伐材とすべき | |
| ⑤間伐材を重点的に採り上げることに反対 | |
| ⑥配慮事項に間伐材の優先利用を位置づけるべき | |
| (4) クレジット方式の導入について | |
| ①クレジット方式を導入すべき | |
| ②クレジット方式は導入すべきではない | |
| ③古紙パルプにもクレジット方式を導入すべき | |
| (5) 白色度について | |
| ①65%程度以下にすべき | 白色度については、必要以上の白色度を求めることが環境負荷の増大を招く可能性があることを示すため、人為的に白色度を調整するために新たな薬品を投入しないこと等の判断の基準の設定について検討します。 |
| ②白色度の基準は除くべき | |
| ③70%程度以下に賛成 | |
| ④70±2%等と表示すべき | |
| ⑤その他 | |
| (6) その他判断の基準について | |
| (7) LCA評価について | |
| (8) 紙の使用量の削減推進 | |
| ①紙の使用量削減を推進すべき | 政府実行計画においては、平成22年度～24年度の期間の平均で用紙類の使用量を平成13年度比で増加させないことを目標として掲げています。いうまでもなく、グリーン購入法第11条の規定のとおり、環境物品等の調達推進を理由として調達総量が増加することのないようにすることが、最も重要な取組である。国等の機関については、各機関が環境物品等の適正かつ合理的な使用に努めた結果、紙の使用量の大幅な削減が図られています。また、グリーン購入法第8条による調達実績の概要のとりまとめ・公表の義務付けが抑止効果として機能したことも、調達量（＝使用量）の削減につながったものと考えられます。 |
| ②紙の使用量削減は馴染まない | |

| 意見分類 | 対応方針(案) |
|------------------------------------|--|
| 3. グリーン購入制度に係る問題点及び今後の推進方策 | |
| (1) 制度の見直し | |
| ①古紙配合率等の確認は国の責任で実施し、製造者には情報公開させるべき | グリーン購入法は製品認定制度ではないため、すべての製品に対し保証を行うのは主旨が違ふと考えます。なお、平成20年度においてグリーン購入法の特定制度物品等であることの検証に係る製品テストなど有効な方策について詳細に検討し、平成21年度から導入します。なお、これらの強化策につき、法令上の手当を検討すべきとの意見もあり、今後の課題と考えます。 |
| ②罰則等を規定すべき | グリーン購入制度は、既存の他の制度との連携による対応により運用されてきたものであり、今回も公正取引委員会が景品表示法違反で排除命令を行うなど関連する制度において対応が行われたと考えます。今後とも引き続き、不適正な事案に厳しく対応していくことが期待されます。 |
| ③第三者機関を設置し保証する仕組みを設けるべき | グリーン購入法は製品認定制度ではないため、すべての製品に対し保証を行うのは主旨が違ふと考えます。なお、平成20年度においてグリーン購入法の特定制度物品等であることの検証に係る製品テストなど有効な方策について詳細に検討し、平成21年度から導入します。なお、これらの強化策につき、法令上の手当を検討すべきとの意見もあり、今後の課題と考えます。 |
| ④違反業者の法的責任を問えるようグリーン購入法及び関連法を整備すべき | グリーン購入制度は、既存の他の制度との連携による対応により運用されてきたものであり、今回も公正取引委員会が景品表示法違反で排除命令を行うなど関連する制度において対応が行われたと考えます。今後とも引き続き、不適正な事案に厳しく対応していくことが期待されます。 |
| ⑤その他 | |
| (2) 製品テスト | |
| ①抜き取り等の製品テストを実施すべき | グリーン購入制度の信頼性の確保及び抑止効果の観点から、平成20年度以降その手法や実施要領等について検討し、平成21年度から製品テストを導入する予定です。 |
| ②製品からの分析は困難 | |
| ③実施機関、実施方法について示すべき | |
| ④JIS等と連携し試験方法の開発を進めるべき | |
| ⑤その他 | |
| (3) 原因究明責任 | |
| ①各主体の責任範囲の明確化 | |
| ②原因究明の責を負うのは困難 | 意図的か否かにかかわらず、当該製品を製造または販売したことに対して、程度の差はあれ、サプライチェーンに関わる事業者全てが責任を免れることはできないものと考えます。 |
| (4) その他 | |
| 4. 再生紙の考え方 | |
| (1) 再生紙の表示 | |
| ①古紙パルプ配合率の具体的な数値を表示すべき | 表示については、古紙パルプ配合率の具体的な数値を表示することとします。 |
| ②「再生紙」との表示は古紙パルプ配合率50%以上とすべき | |
| ③白色度も表示すべき | |
| ④「再生紙」「バージンパルプ紙」のいずれかを表示 | |
| ⑤その他 | |
| (2) 古紙の定義 | |
| ①工場内損紙を古紙パルプ配合率に含めるべき | 古紙の定義は、ISO14021 (JIS Q 14021) に準拠した、「再生資源の利用の促進に関する法律(平成3年法律48号)(現、資源有効利用促進法)」の運用通達(3生局第343号/平成3年12月24日)に従うこととします。 |
| ②古紙パルプ配合率の計算方法を見直すべき | |
| ③損紙、産業用古紙の定義の明確化 | |
| ④その他 | |
| 5. 古紙パルプ配合率の確認・検証方策 | |
| (1) 古紙パルプ配合率検証制度 | |
| ①納入業者の負荷について | 7月1日から実施予定の古紙パルプ配合率検証制度は、製紙メーカーと直接取引を行う企業しか立入検査を認めない等の問題もあり、今後、改善すべき点があれば検証制度の運用段階において適切に見直しを行うなど、柔軟かつ迅速な対応が求められます。なお、環境省においては、関係省庁と連携しながら、製紙メーカーによる古紙パルプ等配合率検証制度の実施状況と結果それ自体を、十分に検証評価し、不適切な点があれば、対応策を講ずることとします。 |
| ②第三者機関を利用すべき | |
| ③MSDS制度等の導入を検討すべき | |
| ④その他 | |
| (2) 国等の調達の際の納入チェックリストについて | 一製品に対し複数の紙が使用されている場合については、当該製品に利用された紙のすべてが確認されていればよく、購入したノートに該当する製紙メーカーの特定は不要であり、当該製品群に使用されたすべての紙がカバーされる確認記録があればよいこととします。 |
| 6. 古紙利用技術や古紙資源の実状 | |
| (1) 古紙リサイクルの推進 | |
| ①品種別リサイクルシステムの構築 | 国等は古紙リサイクルに関する民間の取組を促進するとともに、循環の環を断ち切ることをないように、可能な限り支援していくことが必要と考えます。 |
| ②オフィス古紙利用の見直し | |
| ③その他 | |
| (2) その他 | |
| ①機器への対応に配慮すべき | 紙類の総合評価指標の検討に当たって、併せて検討を実施します。 |
| ②その他 | |
| 7. その他 | |
| (1) 本とりまとめ案について | |
| (2) その他 | |